<診断基準>

シェーグレン症候群(SjS)改訂診断基準

(厚生労働省研究班、1999年)

- 1. 生検病理組織検査で次のいずれかの陽性所見を認めること
 - A) 口唇腺組織でリンパ球浸潤が 1/4m ㎡当たり 1focus 以上
 - B) 涙腺組織でリンパ球浸潤が 1/4m ㎡当たり 1focus 以上
- 2. 口腔検査で次のいずれかの陽性所見を認めること
 - A) 唾液腺造影で stage I(直径 1mm 以下の小点状陰影)以上の異常所見
 - B) 唾液分泌量低下(ガムテスト 10 分間で 10mL 以下, またはサクソンテスト 2 分間 2g 以下)があり、かつ唾液腺シンチグラフィーにて機能低下の所見
- 3. 眼科検査で次のいずれかの陽性所見を認めること
 - A) Schirmer 試験で 5mm/5min 以下で、かつローズベンガルテスト(van Bijsterveld スコア)で陽性
 - B) Schirmer 試験で 5mm/5min 以下で、かつ蛍光色素(フルオレセイン)試験で陽性
- 4. 血清検査で次のいずれかの陽性所見を認めること
 - A)抗 SS-A 抗体陽性
 - B)抗 SS-B 抗体陽性

診断

以上1、2、3、4のいずれか2項目が陽性であればシェーグレン症候群と診断する。

<重症度分類>

ESSDAI(EULAR Sjögren's Syndrome Disease Activity Index)による重症度分類 重症(5点以上)を対象とする。

領域	重み	活動性	点数
	(係数)		(係数×活動性)
健康状態	3	無0口 低1口 中2口	
リンパ節腫脹	4	無0□ 低1□ 中2□ 高3□	
腺症状	2	無0口 低1口 中2口	
関節症状	2	無0□ 低1□ 中2□ 高3□	
皮膚症状	3	無0□ 低1□ 中2□ 高3□	
肺病変	5	無0□ 低1□ 中2□ 高3□	
腎病変	5	無0□ 低1□ 中2□ 高3□	
筋症状	6	無0□ 低1□ 中2□ 高3□	
末梢神経障害	5	無0□ 低1□ 中2□ 高3□	
中枢神経障害	5	無 0□ 低 1□ 高 3□	
血液障害	2	無0□ 低1□ 中2□ 高3□	
生物学的所見	1	無0口 低1口 中2口	
ESSDAI		0 点~123 点	
(合計点数)		EULAR の疾患活動性基準	
		中・高疾患活動性(5 点≦)	
		低疾患活動性(<5 点)	

一次性 SS、二次性 SS ともに ESSDAI により軽症、重症に分類する。

ESSDAI≧5 点→重症

ESSDAI<5点→軽症

付記

ESSDAI における各領域の評価基準

領域	評価基準
健康状態	 0 以下の症状がない 1 微熱、間欠熱(37.5~38.5℃)、盗汗、あるいは 5~10%の体重減少 2 高熱(>38.5℃)、盗汗、あるいは>10%の体重減少 (感染症由来の発熱や自発的な減量を除く)
リンパ節腫脹	 0 以下の症状がない 1 リンパ節腫脹:領域不問≥1cm または鼡径≥2cm 2 リンパ節腫脹:領域不問≥2cm または鼡径≥3cm、あるいは脾腫(触診、画像のいずれか) 3 現在の悪性 B 細胞増殖性疾患
腺症状	 0 腺腫脹なし 1 耳下腺腫脹(≦3cm)、あるいは限局した顎下腺または涙腺の腫脹 2 耳下腺腫脹(>3cm)、あるいは目立った顎下腺または涙腺の腫脹(結石、感染を除く)
関節症状	0 現在、活動性の関節症状なし 1 朝のこわばり(>30分)を伴う手指、手首、足首、足根、足趾の関節痛 2 28 関節のうち 1~5 個の関節滑膜炎 3 28 関節のうち 6 個以上の関節滑膜炎 (変形性関節症を除く)
皮膚症状	0 現在、活動性の皮膚症状なし 1 多型紅斑 2 蕁麻疹様血管炎、足首以遠の紫斑、あるいは SCLE を含む限局した皮膚血管炎 3 蕁麻疹様血管炎、広範囲の紫斑、あるいは血管炎関連潰瘍を含むびまん性皮膚血管炎 (不可逆的障害による安定した長期の症状は活動性なしとする)
肺病変	 0 現在、活動性の肺病変なし 1 以下の2項目のいずれかを満たす 持続する咳や気管支病変で、X線で異常を認めない X線あるいは HRCT で間質性肺病変を認め、息切れがなくて呼吸機能検査が正常 2 中等度の活動性肺病変で、HRCT で間質性肺病変があり、以下の2項目のいずれかを満たす 労作時息切れあり(NYHA II) 呼吸機能検査以上(70%>DLCO≥40%、あるいは80%>FVC≥60%)

	3 高度の活動性肺病変で、HRCTで間質性肺病変があり、≧の2項目のいずれかを満たす
	安静時息切れあり(NYHA III、IV)
	- 呼吸機能検査以上(DLCO<40%、あるいは FVC<60%)
	(不可逆的障害による安定した長期の症状や疾患に無関係の呼吸器障害(喫煙など)は
	活動性なしとする)
	0 現在、活動性腎病変なし(蛋白尿 < 0.5g/dL、血尿なし、膿尿なし、かつアシドーシスな
	 し)あるいは不可逆的な障害による安定した持続性蛋白尿
	 1 以下に示すような腎不全のない軽度の活動性腎病変(GFR≧60mL/分)
	尿細管アシドーシス
	 糸球体病変で蛋白尿(0.5~1g/日)を伴い、かつ血尿がない
	 2 以下に示すような中等度活動性腎病変
	腎不全(GFR<60mL/分)を伴う尿細管性アシドーシス
腎病変	 糸球体病変で蛋白尿(1~1.5g/日)を伴い、かつ血尿や腎不全がない
	 組織学的に膜性腎症以外の糸球体腎炎、あるいは間質の目立ったリンパ球浸潤を認め
	る
	3 以下に示すような高活動性腎病変
	組織学的に増殖性糸球体腎炎あるいは、クリオグロブリン関連腎病変を認める
	(不可逆的障害による安定した長期の症状または疾患に無関係の腎病変は活動性なしと
	する、腎生検が施行済みなら、組織学的所見を優先した活動性評価をすること)
	0 現在、活動性の筋症状なし
	1 筋電図や筋生検で異常がある軽い筋炎で、以下の2項目の両方を満たす
	脱力はない
	CK は基準値(N)の 2 倍以下(N <ck≦2n)< td=""></ck≦2n)<>
	2 筋電図や筋生検で異常がある中等度活動性筋炎で、以下の 2 項目をいずれかを満た
筋症状	す
	脱力(MMT≧4)
	CK 上昇を伴う(2N <ck≦4n)< td=""></ck≦4n)<>
	3 筋電図や筋生検で異常を認める高度活動性筋炎で、以下の 2 項目のいずれかを満た
	す
	脱力(MMT≦3)
	CK 上昇を伴う(CK>4N)
	(ステロイドによる筋脱力を除く)
末梢神経障害	0 現在、活動性の末梢神経障害なし
	1 以下に示すような軽度活動性末梢神経障害

神経伝導速度検査(NCS)で証明された純粋感覚性軸索多発ニューロパチー、三叉神経 痛 2 以下に示すような中等度活動性末梢神経障害 NCS で証明された運動障害を伴わない軸索性感覚運動ニューロパチー、 クリオグロブリン性血管炎を伴う純粋感覚ニューロパチー、 軽度か中等度の運動失調のみを伴う神経節炎、 軽度の機能障害(運動障害がないか軽度の運動失調がある)を伴った CIDP、 末梢神経由来の脳神経障害(三叉神経痛を除く) 3 以下に示すような高度活動性末梢神経障害 最大運動障害≦3/5を伴う軸索性感覚運動ニューロパチー、 血管炎による末梢神経障害(多発単神経炎など)、神経節炎による重度の運動失調、 重度の機能障害(最大運動障害≦3/5、あるいは重度の運動失調)を伴った CIDP (不可逆的障害による安定した長期の症状または疾患に無関係の末梢神経障害は活動 性なしとする) 0 現在、活動性の中枢神経障害なし 1 以下に示すような中等度の活動性中枢神経障害 中枢由来の脳神経障害、視神経炎、純粋感覚障害か知的障害の証明に限られた症状 を伴う多発硬化症様症候群 中枢神経障害 3 以下に示すような高度活動性中枢神経障害 脳血管障害を伴う脳血管炎または一過性脳虚血発作、けいれん、横断性脊髄炎、 リンパ球性髄膜炎、運動障害を伴う多発性硬化症様症候群 (不可逆的障害による安定した長期の症状または疾患に無関係の中枢神経障害は活動 性なしとする) 0 自己免疫性血球減少なし 1 自己免疫性血球減少で以下の3項目のいずれかを満たす 好中球減少(1000<好中球<1500/mm3)を伴う 貧血(10<Hb<12g/dL)を伴う 血小板減少(10万<血小板<15万)を伴う あるいはリンパ球減少(500<リンパ球<1000/mm3)を認める 2 自己免疫性血球減少で以下の3項目のいずれかを満たす 血液障害 好中球減少(500≦好中球≦1000/mm3)を伴う 貧血(8≦Hb≦10g/dL)を伴う 血小板減少(5万≦血小板≦10万)を伴う あるいはリンパ球減少(リンパ球≦500/mm3)を認める 3 自己免疫性血球減少で以下の3項目のいずれかを満たす 好中球減少(好中球<500)を伴う 貧血(Hb < 8g/dL)を伴う

	血小板減少(血小板 < 5 万)を伴う (貧血、好中球減少、血小板減少については自己免疫性血球減少のみ考慮すること、ビタミン欠乏、鉄欠乏、薬剤誘発性血球減少を除く)
生物学的所見	 0 下記の生物学的所見なし 1 以下の3項目のいずれかを認める クローン成分 低補体(低 C4 または低 C3 または低い CH50) 高

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。